ほっとなとり　障がいホームヘルプサービス料金表

【原則料金表】

※それぞれのサービスについて、日中帯（午前８時～午後６時まで）の料金は次の表をご参考下さい。（名取市は、１単位＝10 円になります）

利用時間		利用料	利用者負担
身体介護	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上	9,210 円に 30 分増すごとに 830 円加算	921 円に 30 分増すごとに 83 円加算
通院等介助（身体介護を伴う）	30 分未満	2,560 円	256 円
	30 分以上 1 時間未満	4,040 円	404 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,870 円	587 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	6,690 円	669 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	7,540 円	754 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	8,370 円	837 円
	3 時間以上 30 分増すごとに加算	9,210 円に 30 分増すごとに 830 円加算	921 円に 30 分増すごとに 83 円加算
家事援助	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 45 分未満	1,530 円	153 円
	45 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 15 分未満	2,390 円	239 円
	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,110 円に 15 分増すごとに 350 円加算	311 円に 15 分増すごとに 35 円加算
通院等介助（身体介護を伴わない）	30 分未満	1,060 円	106 円
	30 分以上 1 時間未満	1,970 円	197 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,750 円	275 円
	1 時間 30 分以上	3,450 円に 30 分増すごとに 690 円加算	345 円に 30 分増すごとに 69 円加算

利用時間		利用料	利用者負担
重度訪問介護	1 時間未満	1,860 円	186 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	2,770 円	277 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	3,690 円	369 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	4,610 円	461 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	5,530 円	553 円
	3 時間以上 3 時間 30 分未満	6,440 円	644 円
	3 時間 30 分以上 4 時間未満	7,360 円	736 円
	4 時間以上 8 時間未満	8,210 円に 30 分増すごとに 850 円加算	821 円に 30 分増すごとに 85 円加算
行動援護	30 分未満	2,880 円	288 円
	30 分以上 1 時間未満	4,370 円	437 円
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	6,190 円	619 円
	1 時間 30 分以上 2 時間未満	7,620 円	762 円
	2 時間以上 2 時間 30 分未満	9,050 円	905 円
	2 時間 30 分以上 3 時間未満	10,470 円	1,047 円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、障がいホームヘルプサービス計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、障がいホームヘルプサービス計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者２人で訪問した場合の費用は２人分となり、利用者負担額も２倍になります。

※日中帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料に加算されます。

・早朝帯（午前 6時から午前8時まで）　：100分の25に相当する単位数
・夜間帯（午後 6時から午後10 時まで）：100分の25に相当する単位数
・深夜帯（午後 10 時から午前 6 時まで）：100 分の 50 に相当する単位数

【各種加算について】

事業所のとっている体制または対応の内容等により、下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
特定事業所加算（Ⅰ）	所定単位数の 100 分の 20	左記の１割	サービス提供１回につき１回
特定事業所加算（Ⅱ）	所定単位数の 100 分の 10	左記の１割	サービス提供１回につき１回
特定事業所加算（Ⅲ）	所定単位数の 100 分の 10	左記の１割	サービス提供１回につき１回
特定事業所加算（Ⅳ）	所定単位数の 100 分の 5	左記の１割	サービス提供１回につき１回

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数等
緊急時対応加算	1,000 円	左記の１割	１回の要請につき１回。なお、１月につき２回を限度とする。
初回加算	2,000 円	左記の１割	初回月 １回のほか、２か月間サービス利用がなかった場合
利用者上限額管理加算	1,500 円	左記の１割	１月に１回

加算項目	サービス種類	利用料	利用者負担額	算定回数等
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	身体介護 家事援助 通院介助	所定単位数の 1000 分の 417	左記の１割	１月につき１回
	重度訪問介護	所定単位数の 1000 分の 343		
	行動援護	所定単位数の 1000 分の 382		
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	身体介護 家事援助 通院介助	所定単位数の 1000 分の 402	左記の１割	１月につき１回
	重度訪問介護	所定単位数の 1000 分の 328		
	行動援護	所定単位数の 1000 分の 367		
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	身体介護 家事援助 通院介助	所定単位数の 1000 分の 347	左記の１割	１月につき１回
	重度訪問介護	所定単位数の 1000 分の 273		
	行動援護	所定単位数の 1000 分の 312		
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	身体介護 家事援助 通院介助	所定単位数の 1000 分の 273	左記の１割	１月につき１回
	重度訪問介護	所定単位数の 1000 分の 219		
	行動援護	所定単位数の 1000 分の 248		

【負担上限額について】

月ごとの利用者負担には上限があります。所得に応じて負担上限額が設定されており、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は発生しません。

負担上限額	
生活保護 / 市町村民税非課税世帯	０円
市町村民税課税世帯 ・１８歳以上（所得割１６万円未満） ・１８歳未満（所得割２８万円未満）	 ９,３００円 ４,６００円
市町村民税課税世帯（上記以外）	３７,２００円

【キャンセル料について】

当日になっての利用中止、連絡無くの訪問時不在などにおいては、以下のキャンセル料を請求させていただきます。

※利用者の体調不良等、止むを得ない場合はキャンセル料を頂きません。

キャンセル料	
サービス利用予定の前日、正午以降でのご連絡の場合	９８０円
訪問時のキャンセル、訪問時に不在であった場合	１,９７０円

令和６年４月改定